

# 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第14回会合議事録（案）

日 時：平成24年4月17日（火）10:00～11:25

場 所：内閣府（4号館）共用第2特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、尾花委員、国分委員、坂田委員（代理：矢橋氏）（陪席：山田氏（電気通信事業者協会））、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理：設楽氏）、別所委員（代理：吉田氏）

（説明者）：豊永氏（（独）日本貿易振興機構）

（内閣府）：内閣府審議官、太田審議官、山本参事官

（オブザーバー）：

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長併参事官、経済産業省商務情報政策局情報経済課長、法務省大臣官房秘書課付

## 議事次第

### 1. 開 会

### 2. 議 題

（1）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況（平成23年度）について

（2）報告案件

①「青少年のインターネット・リテラシー向上のための取組ーリテラシー指標、OECD 勧告ー」（総務省発表）

②「諸外国の青少年保護のためのインターネット規制と運用の現状」（独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）発表）

（3）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の見直しに係る検討会報告書（案）について

（4）その他

### 3. 中川内閣府特命担当大臣あいさつ

### 4. 閉 会

### 5. 議事内容

○清水座長 それでは、時間になりましたので、「第14回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を始めさせていただきますと思います。

本日は、年度初めの大変お忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。

最初に、委員の出欠状況につきまして事務局から御報告をお願いします。

○山本内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官 御報告いたします。

本日は、漆委員、植山委員、清原委員が御欠席でございます。

また、坂田委員の代理で矢橋様、半田委員の代理で設楽様が御出席でございます。

また、別所委員の代理で吉田様が御出席予定でございますが、ちょっと遅れてお見えになるよう  
でございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○山本内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官 配付資料でございます。

まず議事次第と、2枚目に資料一覧がございます。

資料は、資料1から資料11まで、参考資料が資料1から資料6まででございます。このうち資料6は冊子でございまして、テーブル席の方のみ配付させていただいております。

まず、資料1-1と資料1-2、これが内閣官房IT室のものでございます。

資料2が、内閣府のものでございます。

資料3が、警察庁のものでございます。

資料4が、総務省のものでございます。

資料5-1から5-3までが、法務省の資料です。

資料6が、文部科学省の資料です。

資料7が、経済産業省のものでございます。

資料8が、総務省のものでございます。

資料9が、JETROのものでございます。

資料10は、本日の検討会報告書最終案の本文です。

資料11が、前回の報告書（素案）との対比の表でございます。

参考資料の方は、資料1が法律の概要と本文です。

資料2が、基本計画の概要と本文です。

資料3が、今回の報告書最終案と現行の基本計画の対比表です。

資料4が、23年度のフォローアップ結果をまとめたものです。

資料5が、昨年8月の検討会の提言です。

資料6が内閣府の行いました調査であります。イギリス・韓国における実態調査をまとめたものでございます。

不足がございましたら、事務局までお申付けくださいませ。

また、本日の会議の議事録につきましては、別途各委員の皆様方に御確認をいただいた上で、座長にお諮りをした後に公開させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

（委員 異議なし）

○山本内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官 それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。本日は、この議事次第にありますように、進捗状況の報告と報告案検討となっております。本日、特に重要な案件は資料 10 及び資料 11 に基づきまして、この検討会の報告書（案）につきまして最終的に御確認をいただきたいというところでございます。細かい文言も含めて、この場で決定できればありがたいと思っているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初の議題 1 でございます。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況」、平成 23 年度分ですけれども、この点につきまして関係府省庁より取組状況について御説明いただきたいと思います。全体を説明していただいた後に、意見交換の時間を取りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、最初は内閣府から御説明をお願いします。

○山本内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官 それでは、内閣府の主な取組について御説明申し上げます。

資料 2 をごらんいただきたいと思います。大きく 3 点ございます。

1 つは、「広報・啓発活動の実施」でございます。青少年やその保護者に対して、インターネットの適切な利用を呼びかける広報・啓発活動を推進するというものでございます。

まず、23 年度におきましては、内閣府において作成しております保護者向けのパンフレット、それから子ども向けのパンフレットにつきまして携帯電話事業者、地方自治体、NPO などに約 8 万 5,000 部を配布したところでございます。

それから、「都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議」が本年の 1 月 20 日に開催されましたけれども、ここにおきまして昨年 8 月の検討会の報告書、それから安心ネットづくり促進協議会の活動状況などについて御紹介をしたところでございます。

それから、本年 3 月 15 日付でありますけれども、春の進級・進学時期におけるフィルタリングの普及促進のために重点的な啓発活動を都道府県に依頼をいたしました。

また、3 月 22 日には Twitter を活用した情報発信を開始しております。これまでに本検討会の開催ですとか、あるいは春の進級・進学時期におけるフィルタリングの利用促進などについて掲載をしたところでございます。

2 つ目は、「国内外の実態調査の実施」でございます。インターネット環境整備法の施行状況を確認しますとともに、より効果的な施策推進を図るために国内外のデータを収集しようとするものでございます。23 年度は、まず国内のものとして 6 月に利用実態調査を実施いたしました。また、諸外国のものとしましては、イギリス・韓国における実態調査を実施しておりますして 3 月に結果をとりまとめたところであります。先ほど参考資料の 6 としてお手元に配付をさせていただいておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

それから、3 つ目に「本検討会の開催」でございます。本検討会は、基本計画の進捗状況を点検していただくとともに、インターネット環境整備法・基本計画の見直しについて御検討いただくも

のでございます。平成 23 年度は 10 回から 13 回まで、計 4 回を開催してございます。このうち、昨年の 8 月、第 11 回におきましては法律附則にあります 3 年見直し条項を受けた必要な措置について御検討いただきまして、環境の整備に関する提言という形でとりまとめをいただいたところでございます。

内閣府の主な取組については以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

続きまして、警察庁お願いします。

○四方警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長 警察庁でございます。いつもお世話になっております。お手元の資料 3 に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、「実態把握の推進」ということでございます。

1 は、「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果」でございます。これは 22 年から半期ごとに行っているものでございますが、これをされているもので一番直近なものは 23 年の上半期でございます。そこにつきましては、児童被害の福祉事犯等 726 件について詳しく調査をしたということでございますが、その結果、児童が用いているこのアクセス手段といたしまして予想されたことではございますが、携帯電話を使っているというのが 9 割以上ということございました。そのうち、フィルタリングの加入状況が判明したものの中では、未加入というものを使っていた被害児童が 9 割以上ということございました。

それから、ミニメールでございますけれども、やはり被害児童のうち 7 割程度はこのミニメールを利用して加害者側と接触した結果、被害に遭ったということございました。

次に、2 の「児童が使用する携帯電話に係る利用環境実態調査の実施」であります。これは昨年の 2 月から 4 月にかけて実施しまして、結果は 8 月に公表したものであります。フィルタリングの利用率は小学生で約 76%、中学生で約 67%、高校生で約 52%と、まだ不十分な状況でございました。また、フィルタリングについて明確に知っていると回答した保護者は半数程度ということございました。

次に、3 の「携帯電話販売店に対するフィルタリング推進状況等実態調査の実施」につきましては、携帯電話事業者等の指示・指導が販売現場に浸透・徹底されているかどうか、そういう状況につきまして第 2 回の実態調査というものを昨年 7 月から 8 月にかけて実施し、10 月に公表したというものであります。この販売店は、知識が乏しい保護者にフィルタリングを促す最後のとりでと私も位置づけているわけでありまして、調査の結果、説明もおおむね十分に熱意も感じられた販売店は約 7 割ということで、昨年の第 1 回の調査より向上しているところでございますが、なお 3 割の店舗で改善が必要と認められ、一部には不適切な説明ぶりというものも見られたところでございます。

次の大囲いではございますが、「違法・有害情報対策の推進」についてであります。

1 の「総合セキュリティ対策会議の開催」、これは当庁、生活安全局長の諮問の会議ということで開催させていただいているものでありますけれども、平成 23 年度につきましてはサイバー犯罪捜査における事後追跡上の障害、犯罪を認知した後でそれをたどっていく上での障害という意味で

ございますが、無線 LAN、インターネットカフェ及び高度匿名化技術について検討を行うとともに、今後の事後追跡可能性の確保の方策につきまして、今後の対策の在り方の提言をいただいたところでございます。

次に、2の「取締りの強化」でございますが、サイバー犯罪の検挙件数は5,741件、それからネットワーク利用犯罪につきましては5,388件ということで、特にネットワーク利用犯罪は過去最高を記録したところでございます。

次に(2)の「全国協働捜査方式」ということでございますが、日本の警察は都道府県警察というのを基本的な枠組みにしておりますので、その都道府県警察官の連携強化の仕組みでございますけれども、これを昨年7月から開始をしております。本日は公表資料が間に合わなかったわけでございますけれども、22年、23年を比較しましたときに、このインターネット上の違法・有害情報の取締りが大幅に増えたところではございます。

続きまして資料の2枚目でございますが、「フィルタリングの機能向上と普及啓発」ということでございます。

1であります。昨年4月にこのモバイルコンテンツ審査・運用監視機構に対しまして、コミュニティサイト等における児童の性的被害の実態につきまして情報提供を開始するようにすることによりまして、間接的ではございますが、フィルタリングの強化に資すればということでそういう取組を行っています。

2番でありますけれども、「児童が利用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組」ということでございますが、資料に記載のとおり、「事業者に対する指導・要請の徹底」、「保護者に対する啓発活動の徹底」、「知事部局等と連携した広報啓発活動の推進」等につきまして進めておるところでございます。特に、児童の進学・進級時における啓発活動を強化したところでございます。

最後に「広報啓発活動」でございますが、時間をちょっと超過しているかと思っておりますので、概略はごらんのとおりということでございますが、特に毎年2月に政府全体の情報セキュリティ月間というものがございます。その機会を中心にいたしまして、全国で多数の講習会等を行っているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、総務省お願いいたします。

○玉田総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 それでは、資料4に基づきまして御説明させていただきます。

総務省の普及・啓発活動の促進に関しましては、情報通信関連の企業・団体、それから文部科学省さんとも連携をさせていただきまして、e-ネットキャラバンと言います児童生徒・保護者・教職員等を対象とした啓発講座を23年度で900件やらせていただいております。また、民間団体あります「安心ネットづくり促進協議会」のさまざまな普及・啓発活動に対してもサポートさせていただいております。23年度は16件ということでございます。

それから、後ほど詳しく御説明いたしますけれども、「青少年のインターネット・リテラシー指標に関する有識者検討会」を今年度、23年度に開催いたしまして指標づくりを行っております。

2つ目は「フィルタリングの改善・普及促進」ということでありまして、携帯電話事業者、それから第三者機関と連携をしましてカスタマイズ機能を提供するなど、多様なフィルタリングサービスの提供の促進という形で対応させていただいております。昨年12月末現時点でのフィルタリングサービス利用者数、携帯電話の場合ですが、約823万件という状況でございます。

3つ目は「民間の自主的取組への支援」という形で、安心ネットづくり促進協議会は先ほど申しましたけれども、この普及活動への支援に加えまして、同協議会にスマートフォン利用作業部会というのが昨年12月に設置されておりますが、これにオブザーバーとして参加をするという形でサポートさせていただいております。また、事業者の4団体の方でサイト管理者など、いわゆる特定サーバー管理者のモデル約款整備を自主的に整備されているところですが、これを側面支援という形で取り組ませていただいております。

4点目は「国際連携の促進」ということで、OECDにおきましてオンライン上の青少年保護の勧告化に関する議論がございましたけれども、こちらに積極的に関与してきた結果、今年2月16日にはOECDのオンライン上の子ども保護勧告が採択になってございます。これは、もともと日本提案を端緒としまして議論をされてきたものであります。後ほどの説明の中にも加わっております。

それから、今年3月に開催されました「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」で青少年インターネット環境整備における民間の自主的な取組の重要性、それから民間団体間の連携、こちらの促進についても認識を共有したところでございます。

最後に、青少年インターネット環境整備法の3年以内見直しに対応する観点から、総務省におきましてもICT諸問題研と呼んでおります研究会におきまして検討を行いまして、昨年10月に青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言をとりまとめております。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

では、法務省お願いいたします。

○熊田法務省大臣官房秘書課付 法務省でございます。お手元の資料につきましては、5-1から5-3になります。

法務省の取組は、大きく分けまして人権相談及び人権啓発に関するものと、サイバー犯罪を対象とした法整備に関するものの2つとなります。

まず、人権相談等についてですが、法務省におきましては、国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省人権擁護局のほか、その下部機関として、全国の法務局、地方法務局に人権擁護部、人権擁護課があり、法務大臣から委嘱された民間ボランティアである約1万4,000人の人権擁護委員の方々とともに、様々な人権問題に取り組んでおります。

人権相談の具体的な取組の状況でございますが、お手元の資料5-1にございますとおり、人権問題に係る主な人権相談体制として、全国の法務局、地方法務局及びその支局等において、人権相

談所を開設して面談や電話等で人権相談に応じているほか、子どもに関する人権問題専用の相談電話「子どもの人権 110 番」をフリーダイヤルで設置し、悩みを抱える子どもたちが相談しやすい体制を整備しており、昨年は約 2 万 6,000 件の相談が寄せられています。

また、平日の相談時間を延長するとともに、土日も相談に応じることなどを内容とする全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間を年 1 回実施しております。

このほか、全国の小中学校の全児童・生徒に対し、人権相談用の便箋と封筒が一体となった「子どもの人権 SOS ミニレター」を配布して、子どもたちが発信する悩み事をいち早く受け止める事業を実施しており、昨年度の相談件数は現在集計中ですが、平成 22 年度は約 2 万 5,000 件の相談が寄せられました。

加えて、パソコンや携帯電話から相談できるインターネット人権相談受付窓口、いわゆる SOS - e メールを開設しております。

続いて、人権侵害事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関する取組についてでございますが、資料を 1 枚めくっていただきまして 5 - 1 の 2 枚目をごらんください。人権侵害情報への対応として、ただいま御説明いたしました人権相談などを端緒といたしまして、人権侵害の疑いがあると認められるような事案について人権侵害事件として調査を開始し、調査の結果、人権侵害の事実が認められた場合には救済のための適切な措置を講じております。

インターネット上における名誉毀損・プライバシー侵害等の人権侵害情報に関しましても、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や、当該情報の削除依頼の方法について相談者に助言しているほか、表現の自由に配慮しつつ、必要に応じてプロバイダ等に対し、当該情報の削除を要請する取組を行っております。

次に、人権啓発活動についてでございますが、法務省の人権擁護機関では「インターネットを悪用した人権侵害をやめよう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、年間を通して全国各地で各種啓発活動を実施しております。

昨年度におきましても、人権擁護の観点からのインターネットの適正な利用に関する啓発活動の推進として、人権擁護委員が講師となって学校の総合的な学習の時間などを利用して、人権の大切さを子どもたちが考える機会となる「人権教室」や「人権啓発活動ネットワーク協議会」が実施する各種啓発事業等を通じて、インターネットの適正な利用についての啓発活動を実施いたしました。

また、人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権に関する相談先や救済手続を案内することを目的としたバナー広告を作成し、ブログサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）サイト等に掲載いたしました。実際に掲載されたバナー広告の画面につきましては、お手元にお配りしました資料 5 - 2 を御参照願います。

最後に、サイバー犯罪を対象とした法整備についてであります。情報技術の発展に伴い、いわゆるコンピュータ・ウィルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪など、サイバー犯罪が多発するとともに、証拠収集等の手続の面におきましても、コンピュータや電磁的記録の特質に応じた手続を整備する必要が生じております。

これに適切に対処するため、資料 5 - 3 にございますとおり、いわゆるコンピュータ・ウィルス

の作成・供用等の罪の新設、電磁的記録に係る記録媒体の差押えを行ったり、必要なデータのみを記録媒体に複写するなどしてこれを差し押さえることを可能にすることなどのほか、通信履歴の電磁的記録の保全要請に関する規定の整備等を行うことを内容としました「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第 177 回国会に提出し、これにつきましては平成 23 年 6 月に成立いたしました。

なお、コンピュータ・ウィルスの作成・供用等の罪の新設など実体法の整備に関しましては、平成 23 年 7 月 14 日に施行されております。そして、検察当局におきましては、他人の電子計算機における実行の用に供する目的でコンピュータ・ウィルスを保管していた者につきまして、いわゆるウィルス保管罪を適用して起訴するなど、改正刑法の適切な運用に努めております。

法務省からは、以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

文部科学省、お願いいたします。

○勝山文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長併参事官 文部科学省でございます。資料 6 をごらんいただきたいと思います。

私ども、「実態の把握」をまず重要視しておりまして、いじめに関する調査におきましては初めて「パソコンや携帯電話等で嫌なことをされる」という項目を追加いたしまして、22 年度につきましては前年度より減っている状況でございます。引き続き、23 年度分を現在集計中でございます。

次に、「子どもや保護者への啓発」でございます。私どもリーフレットなどを配布いたしておりますが、そのうち、子ども向けの「ちょっと待って、ケータイ」、親子向けの「ちょっと待って！はじめてのケータイ」これにつきましては現在予算がなくて配布をいたしておりませんが、大変問合せ、引き合いが多いということから、文部科学省のホームページからダウンロードが可能というふうにさせていただいたところでございます。

次にケータイモラルキャラバン隊でございますが、昨年度、インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するために全国 6 か所で開催をさせていただきました。私ども職員や有識者が直接出向いてお話しをさせていただき、トークセッションやワークショップ形式などで開催させていただいているものでございます。

この 2 枚目に、昨年 12 月 10 日、京都で行いましたものにつきまして、地元の京都新聞が 12 月 27 日に一面を使って特集を組んでいただきましたので後ほどごらんいただければと思います。

次に「e- ネットキャラバン」でございますが、先ほど総務省からも話がございましたように、総務省や通信関係団体等と連携いたしまして、本キャラバンの実施について協力をさせていただいております。

ネット安全安心全国推進フォーラムでございますが、22 年度につきましては震災の影響から中止をさせていただきましたが、昨年度は 2 年ぶりに開催をさせていただきました。

「ネット上のいじめへの対応」としましては、学校ネットパトロールに関する調査研究を引き続き実施中でございます。

「情報モラル教育の推進」といたしましては、昨年度から新学習指導要領を実施させていただ



ており、児童・生徒が情報モラルを身につけるように指導をしております。

また、指導に当たる教員の指導力の向上も重要でございまして、教員等に対する講義・演習も実施しているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 ありがとうございます。

最後に、経済産業省お願いいたします。

○佐脇経済産業省商務情報政策局情報経済課長 ありがとうございます。経済産業省でございます。

資料7をごらんいただけますでしょうか。私どもは、青少年が手にするインターネット接続機器に合理的にフィルタリングが適用されるようにさまざまな観点から対応してございまして、本日は主に3点について御報告いたします。

1つ目は先般、私どもがとりまとめました、機器の利用の状況に応じてフィルタリングの提供を行うという判断の基準に関する取組でございますけれども、この判断の基準に準じた対応を関係事業者に引き続き要請したところでございます。

その際、事業者が、自社が販売しているタイプの機器について、現実どのような利用の実態になっているのかを知ることによって、より適切な対応をとり得るという観点から利用実態調査も行っております。

2点目でございますけれども、事業者による取組でございまして、さまざまな事業者の中での検討あるいは自主的取組についてアクションを起こそうという議論の場がございます。本検討会の議論も含めまして、政府の中でやるべしとされていることにつきましては積極的に関与しつつ、必要な対応をとっているところでございます。

3点目でございますけれども、主として保護者の方々が中心になろうかと思いますが、各種の普及啓発のためのセミナー、教室について全国の求めに応じまして、予算の範囲内で可能な限り精力的に対応しているところでございます。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきましたことに関しまして意見交換の時間を取りたいと思います。御質問、あるいは御意見等ございましたらお願いします。どなたからでも結構です。

特に納得ということによろしいでしょうか。

それでは、特にございませんので、次の議題に移らせていただきたいと思います。本日は、報告書（案）の決定をすることが目的でございますが、前回の検討会におきまして曾我委員から OECD の取組について御質問がありました。これに関連しまして、青少年のインターネット・リテラシー向上のための取組、インターネット・リテラシー指標、ただいま総務省から御説明があった件ですけれども、その OECD 勧告、これにつきまして総務省から御説明をいただきたいと思っております。資料8でございます。よろしく申し上げます。

○玉田総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 それでは、資料8で御説明をさせていただきます。

この青少年のリテラシー指標の開発に取り組んだ背景ということでございますが、青少年インターネット利用環境整備法にあります基本理念が3本ございますが、その1本としてリテラシー向上があることを受けまして、内閣府さんで御提言をいただいた中にもこの中ほどでございますけれども、「保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標を整備し、定期的に公表していくことが求められる」という御指摘があったところでございまして、同趣旨の提言を私どもの研究会でも受けております。

一番下ですけれども、具体的な取組としまして、OECDの勧告にかかる議論が行われていることも背景としまして、それとの整合性を念頭に置きながら検討を始めました。これが「青少年のインターネット・リテラシー指標に関する有識者検討会」ということで、昨年10月から検討を進めておりました教育工学、情報学の専門家等の方々の御意見をいただきながらインターネット上の危険、いわゆるリスクに関する対応能力に重点を置きまして指標の開発を行い、これをILAS (Internet Literacy Assessment Indicator for Students) というところで整理をさせていただいております。

2ページ目の方にはいただきますと、このILASの中身を少し御説明させていただいていませうけれども、スマートフォンの急速な普及に伴いましてインターネットがますます青少年にとって身近にもなっております。そういった中で、特にインターネット上の危険・脅威に対応するための能力がどのくらいあるかということを目視化しようということで、数値化できるテストを開発いたしております。御協力いただきました学校で実際にひとまずプレテストを行ったという段階でございまして、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標 (ILAS)」の整備を進めているということでもあります。

下でございますけれども、ILASは左側にあります必要とされる能力がこうであるということと、それを踏まえたテストの結果、右の方にレーダーチャートやグラフがございますが、こういった数値のセット、全体像をILASと言っておりますが、必要とされる能力として1つは「インターネット上の違法コンテンツ、有害コンテンツに適切に対処できる能力」、いわゆるコンテンツにかかる問題です。

それから、2つ目が「インターネット上で適切にコミュニケーションができる能力」、インターネットの利用に関する能力であります。

それから、3点目が「プライバシー保護や適切なセキュリティ対策ができる能力」ということで、この大きく3点が柱としてございまして、それぞれに必要な知識であるとか、具体的にできるべき対応は何であるかということを目視化して、この2月に高校1年生600人弱に対してプレテストを行ったという段階であります。

3ページで、もう少し具体的に表現をさせていただいております。

まず左半分でございますが、「青少年に関するインターネット上のリスク分類」ということで、OECDのレポートに採用されておりますリスク分類を参照しながら日本的にアレンジを加えた形でございます。大分類、中分類、小分類とございまして、大分類のⅠ、Ⅱ、Ⅲに当たる部分が先ほどの能力1、2、3と対応してございます。それを中分類として、違法情報、有害情報、不適正接触、不適正取引云々という形で細かくして、更に具体的な小分類項目にブレイクダウンする中で、それ

それぞれにおいて必要な知識、行動は何であるか。

右上にございますけれども、1つ事例でございます。実名 SNS に関して言いますと、原理原則として実名登録サイトでも全員が実名登録しているわけではないことを知っているということですか、自らの情報公開する範囲に注意する必要性を理解しているというふうな知識を問う。

そして、行動の方で言いますと、これに対応して適切な公開範囲を設定することができているかどうか。こういったことでございまして、それを測るための具体的な設問、下に「問題例」としてございますけれども、同じ趣味の人が集まる実名の SNS で同性の人が会いたいとメールをしてきたときにとるべき行動で、最も適切なものはどれであるかというふうな複数選択式の問題を用意しているということでございます。

こういった設問を実際に高校1年生に聞いていただいたという段階でございますが、今後2,000人規模に拡大をいたしまして再度テストを行い、その結果を整備してまいりたいということで、これによって①②とございますが、項目、属性等による相対的なリテラシーの差異、相関関係を分析しまして、これまでのさまざまな取組を見直していく上でも役立てたい。

また、②としまして、青少年に必要とされる能力を整理して、またテスト開発のプロセスにつきまして OECD でのリテラシー指標整備の取組にインプットしてまいりたいということでございます。

4ページでありますけれども、この ILAS の開発に係るバックグラウンドとしまして「OECD オンライン上の子ども保護勧告」が今年の2月に勧告として成立してございます。これは、2008年11月の日本提案を端緒として議論がスタートしたものでございますけれども、中身としまして下の方でございます。いろいろなことが書かれておりますが、その中として1つ、①の a) 等でございますけれども、保護者の役割の重要性でありますとか、官民一体での取組の必要性でありますとか、または一番下にございますけれども、③の b) のところで「国際指標の策定等政策の国際比較分析に向けた基盤の整備」といった形で国際的な指標策定の必要性についても規定されているところでございます。

以上、簡単でございますが、御紹介させていただきました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの件につきまして御質問、御意見がございましたらお願いします。

○曾我委員 御説明いただき、ありがとうございました。

今、ILAS のことをいろいろとお話を聞き、これが今後どのような形で情報リテラシー向上に役立っていくのか。場合によっては文科省との連携とか、そういうふうな形になってくるのであろうと思うのですが、そのような形の進み具合になっていくのかということと、OECD のオンライン上の子ども保護勧告が出たことによって、今後どのような進捗をされていくのかということとを少し教えていただければありがたいと思います。

○玉田総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 まず1点目の方でございますが、この ILAS を開発する過程におきまして開催しました有識者検討会におきましては、文科省様にもオブザーバーとして御参加をいただいております、そこから情報共有等をさせていただきながら進めさせていただいております。

それから2点目としまして、この OECD 勧告が出た後の動きということでございますけれども、私どもの方で開発しましたもの、この経験を OECD での議論にインプットしていくということで、例えば秋口辺りから具体的にこういった動きが進んでいくのであれば、そういったところにも積極的にインプットしてまいりたいと思っておるところでございます。

○曾我委員 ありがとうございます。

○清水座長 ほかにいかがでしょうか。

私から、1つ御質問させていただきたいと思います。OECD のこの勧告が出た後、ほかの国の動きはどのようなことになっていますでしょうか。

○玉田総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 幾つかの国と、個別に青少年のインターネット利用環境の整備の必要性について議論をさせていただいております。例えばアメリカでありますとか、イギリスでありますとか、幾つかの国と意見交換等をしている中では、やはりこういったことの重要性というものについては非常に認識を共有できるところでございます、こういったところとも連携をできるだけしていきながら OECD 等の場でも対応していきたいと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。例えば、アメリカは米国教育省、イギリスは教育省とか、そういった役所と言いますか、国がやっていますか。

○玉田総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 先日の話でございますけれども、先ほど少し御紹介しました日米インターネットエコノミーの過程におきましてこういった点、国民教育ができるところはないでしょうかというお話をしたところ、先方は FTC、日本の公取さんに当たるところでございますけれども、そこにかかるところの NGO さんがこういったことに非常に熱心である。文脈はさまざまでございますけれども、そういった団体がやはり積極的に活躍をしているということございまして、日本側の安心ネットづくり促進協議会ともその場でお話ができる機会を持たたということでございます。

○清水座長 どうもありがとうございます。ほかにありますか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは、報告書(案)の検討の前にもう一件、独立行政法人日本貿易機構、JETRO をお願いしておりますが、諸外国の状況について参考情報として提供いただけるということでございます。「諸外国の青少年保護のためのインターネット規制と運用の現状」についてということから御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○豊永(独)日本貿易振興機構海外調査部主査 それでは、よろしく申し上げます。

本日は、このような機会を与えていただき、誠にありがとうございます。私ども JETRO は中小企業の海外展開支援を行っている組織でございます、この調査も企業が海外展開をするということのために作成したものでございます。

日本の中小企業様が、特に海外で事業展開するに当たってどのような制度があるか、事前に把握していただき、その後の事業展開を円滑にするため調査したものでございます。ですから、どのような制度があるかということを知ることが目的ではなくて、あくまで事業者の方の展開のために調査したものであるということをお留意いただければと思います。

また、そのため各国の制度がどのようなものになっているか、14か国調査いたしました。横並びで比較するためのものではございません。あくまでも各国ごとにどのような制度があるかという視点で調査いたしました。

私どもは世界に73事務所を持っておりまして、今回の調査は14か国で実施いたしました。14か国の事務所がそれぞれ自分の視点を入れながら調査したものであることを、あらかじめ申し上げます。

1枚めくっていただきまして、「調査実施対象国」ですが、アジア6か国、北米・中南米で2か国、欧州で6か国となっております。

次にめくっていただきまして、この調査を実施した中で1つ私どもが理解したことがございました。それは、日本では非常に強く意識されていますが、諸外国でまだ余り認識されていない点でございます。

1つは「モバイル対策」でございます。まだまだ海外におきましてはインターネットの接続はPCであり、さまざまな制度もまずPCから接続するというを前提条件に置いていらっしゃる方が多いようでございます。勿論、スマートフォンが非常に早いスピードで進んでおりますので、各国とも青少年のスマートフォン対策ということは今、早急に進めているところでございまして、米国、フランス等ではスマートフォン対策のフィルタリングも提供しておりますが、あくまでインターネットの接続はまだまだPCというところがあるようでございます。

もう一つ意識されていない点というのが、「ネット上での過剰な課金」が起こるということに対する懸念です。これは、インターネットゲームにおいてユーザー課金のシステムが日本ほど進んでいないということで、青少年が過剰にお金を使い過ぎてしまうということが余りまだ懸念されていないようでございます。

次に、めくらせていただきます。これは日本でも進んでいるのではないかと思います。「諸外国に特徴的な対策」として、同じフィルタリングであっても年齢別のアプローチをしようということでございます。米国、英国、ロシア、韓国の例で、それぞれ3段階から4段階に分けて、年齢に応じてフィルタリングを提供するということがだんだんと普及しているようでございます。これはおおむね小学校、中学校、高校という青少年の発達段階に応じてフィルタリングを提供していきましようということが普及しつつあるようでございます。

更に1枚めくっていただきまして、「国ごとの特徴的な制度」でございます。もう既にこちらの内閣府様の報告書の方にも出ているようでございますが、韓国ではシャットダウン制と申しまして、16歳未満の方は午前0時から6時の間、オンラインゲームのアクセスを禁止する。あるいは、ベトナムでは余りにもオンラインゲームが過熱してしまったので、2年ほどオンラインゲームの新しい認可を一時期ストップしていたということがございます。韓国、ベトナムとも青少年が過剰な時間をゲームに消費してしまうということの懸念が非常に強くて、この時間の消費を抑えるための規制をどのようにしていけばいいかという視点でつくられているということが特徴的なことでございました。

また、こちらの調査は民間の事業者団体様のものがございますので、それぞれの国にどのような

民間の活動団体があるかということをお紹介しております。代表的なところで米国と英国を紹介しておりますが、14 か国の中でできるだけ団体を洗い出しております。日本にも EMA 様のような団体がありますが、同じような団体がどこにあるのかということをお調査いたしまして、事業者の方にお役立ちするような情報を提供しております。

最後に、私どものオリジナルの調査でございますが、インターネットの方ですべてダウンロードできるような状態になっておりますので、何かの折にごらんいただければ幸いです。

本日はどうもありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。大変、興味深い御説明をいただきました。御質問、御意見をいただきたいと思っております。どうぞ、お願いします。

○国分委員 普段、我々が調査のリーチが届かないようなところまで調査をされているのですばらしいと思うのですが、この後はこれで打ち止めでしょうか。更にもうちょっと調査があり得るのでしょうか。

○豊永（独）日本貿易振興機構海外調査部主査 私どもの調査は民間の事業者様の要望に基づくところが多いので、これを踏まえていろいろな事業展開に更に必要な制度の情報が欲しいということがありましたら続けていくことになるかと思っております。

○清水座長 ありがとうございます。

今の国分委員の御質問に関連してですけれども、たくさんいろいろな観点で調査されて、その結果を踏まえて今、日本がこの検討会などで検討していますけれども、それに関して何かアドバイスのような、提言的なような、そんなものはありますか。

○豊永（独）日本貿易振興機構海外調査部主査 私どもは、あくまでも事業者様がそれぞれの国で事業展開をするときに、こういった制度をお踏まえくださいということでやっておりますので、提言等を出す目的で調査をしたものではございません。

○清水座長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、議題3に移らせていただきたいと思っております。「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の見直しに係る検討会報告書（案）についてでございます。

これから事務局に御説明をいただきますけれども、冒頭申しましたように本日、最終的にこの報告書を確定させていただければありがたいと思っておりますので、終わりましたら御意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局より御説明をお願いします。

○山本内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官 それでは、検討会報告書の最終案について御説明をさせていただきます。

資料の10と資料の11が、報告書の本文と前回の素案との対比を示したものでございます。この両者におきましては、前回からの変更点を赤字で表示をさせていただいております。それから、参考資料の3につきましては、報告書の最終案と現行の基本計画の対比をさせていただいております。

ので御参照いただきたいと思います。ここでは、資料 10 に沿いまして前回の素案との変更点について順次、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、2 ページでございます。2 ページ目の 3 段落目におきまして、携帯電話の後に「PHS」を加えております。これは、前回の検討会におきまして高橋委員から、インターネット接続端末の表記について平仄の統一を図るべきだという御指摘がありましたことを受けまして、表記の統一を図るものでございます。

以下、順次出てまいりますけれども、ここでは現行の基本計画において、携帯電話と PHS を一対のものとして中点をつないだ形で表記しておりますので、それに合わせるものでございます。

続いて 3 ページ、4 ページ、5 ページにつきましては、変更箇所はございません。

6 ページで「②保護者及び関係者の役割」でございます。ここにおきまして赤字のところでありませけれども、「インターネットの利用環境はその急速な技術革新等により大きく変化するものであり」という表現を加えております。これは、前回の検討会におきまして清原委員から、青少年のインターネット環境を整備するという事について保護者が単独で役割を全うすることは困難なので、そうした理由を盛り込むべきだという旨の御指摘があったことを受けまして、その内容を盛り込んだものでございます。

続きまして、7 ページでございます。「1. 学校における教育・啓発の推進」の「(1) 情報モラル教育等の推進」でございます。ここは、情報通信技術の前のところを「その各学校段階、児童生徒の発達段階等に応じ、必要とされる」という表現にしたほか、「着実に実施する」という表現を加えております。これは、前回の検討会において尾花委員から、情報モラル教育の推進については青少年の発達段階だけでなく、各学校段階にも着目すべきといった御指摘があったことを受けて、その内容を盛り込んだものでございます。

それから、下の「(2) 情報モラル等の指導力の向上」でございます。ここは、「概ね全ての教員」の後に括弧書きで「(教員を志望する学生を含む。）」という文言を加えております。これも、前回の検討会において尾花委員から、情報モラル教育の指導力の向上については教員だけではなくて、教員候補生も含めて検討をすべきといった御指摘があったことを受けて、その内容を盛り込んだものでございます。

続きまして、8 ページの (2) のところは表記の統一を図るものでございます。

9 ページでございます。9 ページの 3. の (1) のところにおきましても、携帯電話の後に「PHS」という表記を加えております。これも、平仄の統一を図るものでございます。

それから、10 ページでございます。ここも 5 の「(1) 社会総がかりで取り組むための広報啓発の実施」におきまして、携帯電話の後に「PHS」の表記を加えております。これも平仄の統一を図るものでございます。

11 ページについては、変更はございません。

12 ページでございます。ここも、1 の (3) のところの変更はございますが、これも表記の統一でございます。

13 ページでございます。1 の「(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基

準の普及」でございます。ここにおきまして、端末の前に「携帯電話・PHS・ゲーム機やパーソナルコンピュータ等の」という表現を加えております。これもインターネット利用端末の表記の統一の一つでございます。前段の「(2) 保護者への説明等の推進」におきまして、端末の前にこれら4機種の例示を示していることから、同様であることを示すために同一の表現を用いるものでございます。

14 ページでございます。「(2) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の設計等の支援」でございます。ここにおきましては、「新たな機器やサービスを提供する場合は、その設計段階から青少年が利用することを想定し」の後に「青少年に対するインターネット上の危険性をあらかじめできるだけ小さくしておくことが重要であることから、」という表現を付け加えてございます。これは、前回の検討会におきまして曾我委員から、青少年保護・バイ・デザインについてはこうした取組を行う発想、あるいは趣旨といったものについても盛り込むべきだという御指摘があったことを受けまして、そうした内容を盛り込んだものでございます。

15 ページ、16 ページ、17 ページについては、変更はございません。

18 ページでございます。ここは、3の「(1) 青少年等からの相談等への対応」でございます。漢字表記を改めるものでございます。「便箋」の「箋」の字が平成22年の改定によりまして常用漢字に追加されたことに伴いまして、表記を漢字表記に改めるものでございます。

それから、19 ページでございます。「(3) チェーンメール対策の周知啓発」でございます。ここは、受け取るという表現の後に、送ったりしているという旨を加えております。これは、前回の検討会におきまして尾花委員から、チェーンメールについては受け取るだけでなく出す場合もあることから、こうした旨を付け加えるべきだとの御指摘があったことを受けまして、その内容を盛り込んだものでございます。

20 ページ、21 ページについては、変更はございません。

変更点は、以上でございます。

なお、前回の検討会におきまして議論がございました中で、今回の事務局案に盛り込んでいないものが2点ございますので御説明申し上げます。

1つは、18 ページでございます。「3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進」の「(1) 青少年等からの相談等への対応」でございます。ここにおきまして、全国の小中学生への相談用便箋兼封筒の配布について、小中学生だけではなく高校生も加えるべきではないかという御意見がございました。

これについては、法務省からいわゆる子どもの人権SOSミニレターの施策でございますけれども、基本的には小中学生を対象とした事業でございます。高校生についてはその前後に書かれておりますが、専用相談電話ですとか、あるいはインターネットによる相談の受け付けの対象に含めるということで対応している旨の回答がございましたことから、今回の事務局案には変更を盛り込んでいないものでございます。

それから、もう一つは6 ページでございます。「⑤有害性の判断への行政の不干渉」に関連をいたしまして、携帯電話におけるフィルタリングについては利用者が選択できるようにすることをど



こかで表現すべきという御意見がございました。この御意見につきましては、検討会の中で合わせて国民のインターネットの習熟度を十分見極めつつ、慎重に判断、検討すべき旨の御意見も合わせて出されたことから、今回の事務局案には変更を盛り込んでいないものでございます。

検討会報告書の最終案については、以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明は、前回の検討会で配付しました報告書(案)からの修正点を御説明いただいております。この修正点を含めまして全体に御意見をいただきたいと思っておりますけれども、この報告書(案)につきまして御意見をいただきたいと思っております。

どうぞ、お願いします。

○尾花委員 多岐にわたる修正とチェックをありがとうございます。

1か所、今まで気にならなかったところがちょっと目についてしまったので、この表現はなぜこうなっているのかという質問のような意味で発言させていただきます。

9ページの(4)ですが、ここだけ「青少年等」となっています。幾つも出てくる青少年に関する内容は全部「青少年等」と「等」が付いた形で表現されているのですが、ここ以外はすべて「青少年が」、「青少年は」、「青少年の」となっています。なぜ、ここだけ「等」を付けているのか、意味がちょっとわかりません。

もし、「等」という表現が青少年以外の何かを表しているのであれば、この「等」は外した方がすっきりするんじゃないかと思ひまして、発言させていただきました。以上です。

○清水座長 これは、総務省の関係があるんでしょうか。

○玉田総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 総務省からお答えさせていただきます。

これはリテラシー指標のお話ということで、基本的に青少年のリテラシーの可視化ということですので、テスト形式ですので、場合によっては保護者の方なども御利用いただけるというふうな意味から「等」としておりますが、全体の並びで必要ないということであれば、それはそれでも結構でございます。御議論にお任せしたいと思います。

○清水座長 ありがとうございます。どうしますか。

○尾花委員 保護者も何らかの形で指標を取るとするのはいいことだと思うので、それを実施される可能性があるのであれば、ここにははっきり「青少年やその保護者」というふうに明記してしまった方がわかりやすいかと思ひます。その方が、保護者のリテラシーを必要とされているような企業、団体や事業者、あるいは協力者の方たちに、保護者の指標も取っていただけるということが明確に伝わるのではないかと思ひます。

玉田さんがおっしゃっていただいた保護者というキーワードはとても重要だと思いますので、列記して表記してしまうか、そうでなければ「等」を外してしまうか、いずれかがいいかという気がいたします。これは、私の個人的な意見ですが。

○清水座長 いかがでしょうか。先ほど御説明いただきました資料8では「保護者及び青少年のインターネットリテラシー」と書いていますね。その関係で、どうしましょうか。

○玉田総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 一般論としては確におっしゃるとおりでございますけれども、保護者の方々がどこまで使われるかというのはまさに保護者次第ということもございますので、ひとまずここはむしろ外していただいて、今後の展開にお任せした方がいいかと思えます。

○清水座長 ありがとうございます。どうでしょうか。

○尾花委員 では、それで結構です。

○清水座長 それでは、お諮りしますけれども、9ページにあります「青少年等」の「等」を削除するというのでよろしいでしょうか。3か所ぐらいあるんですね。よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○清水座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。それぞれ意見をいただいた先生方の部分を反映したものが多々ありますが、よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、この資料10に配付させていただきました報告書(案)のとおりですが、ただいまの「等」を除くということで修正することにさせていただきたいと思えます。これで最終的に決定ということになります。よろしいでしょうか。

(委員 異議なし)

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、本年1月から3回にわたりまして検討会を開かせていただきまして、この案件につきましての議論も本日で終了と相なります。構成員の皆様方におかれましては、またオブザーバーの関係府省庁の皆様方には大変お世話になり、御指導いただきまして誠にありがとうございました。ここで報告書が決定されましたので、最後の検討会ということになります。

そこで、委員の先生方から最後に、この報告書のとりまとめに関しましていろいろな思いもあったと思えますし、御意見もまだあったかもしれませんので、お一人ずつ御発言いただければと思います。全員お願いするので、順番は座席でいきますか。五十音順に並んでいないので左側からということで、電気通信事業者協会の矢橋さんからお願いします。

○矢橋委員(坂田委員代理) 電気通信事業者協会の矢橋でございます。坂田の代理ということで出席させていただいております。

今般の議論では、先生方から大変貴重な御意見をいただきまして、私ども事業者協会といたしましても引き続き青少年の健全な育成といったことに注力していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高校のPTAの高橋です。

平成20年にインターネットの環境整備法ができて、これができるときにいろいろな問題があったのですが、国は民間団体の取組に関してしっかり支援していくというすばらしい立場をとっていただいてこの法律ができたんですが、その後、気になっているのが、各都道府県でいろいろ

な条例が今つくられています。そのときに、こういったしっかりした基本法があるにもかかわらず、それを無視するような条項が出ているところが幾つかありますので、それに関しては私どもも高校生の保護者の会議を通じて、いろいろな意味で具申するなり、変更していくなり、そういった場に保護者としてもしっかり立ち会っていこうということを申し合わせていきたい。

それから、どうでもいいような何かに準じてつくるような条例であれば、ただ法律を何本つくったというような、そういった恥ずかしい条例作成はしてほしくないということで、やはりこのインターネット環境整備法がしっかりしていることをもう少し各都道府県が認知し、勉強していただけるとありがたいと感じています。以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

曾我委員、お願いします。

○曾我委員 ありがとうございます。皆様からここでさまざまな情報をいただいて学ばせていただいたというのが本当のところですが、今、高橋委員がおっしゃったように、PTA という組織は各地にそれぞれの会長がいてやはり各地に関わっている。今おっしゃられたように、全国でインターネットの問題というのは共通で整えていかなければ、隣同士が違うというのでは非常に不合理が出てくるにもかかわらず、その情報がないために自分のところだけうまくやればという意識の中で、情報が入っていない中での判断でつくられてしまう。

我々は逆に、全国の情報をいただいて青少年全体がどのようになるかというところの論議、この論議がやはりしっかり各地に伝わっていないとそういうジャッジをしてしまうのかなという中では、青少年インターネット整備法がしっかり全国に理解をされるように、国から都道府県に対して今後も情報提供していただきたい。

先ほど質問しましたが、この提言が今日まとまったということで、どのような段階で各都道府県にきちんとこれが伝わるのかということをお我々が知っておけば、各会長さんにこういうふうな流れだよということも申し上げることができるし、その中で法整備がどのようになるのかということの必要性は皆さんが国全体に挙げることで、すべての子どもたちが全国共通にインターネットの問題から守られていくということになりますので、是非、今後も情報発信をしっかりそれぞれの役割が果たせるようお願いできればありがたいと思います。

本当にこれだけのたくさんの時間をいただき、学ばせていただき、ありがとうございました。

○清水座長 ありがとうございます。

それでは、国分委員お願いします。

○国分委員 フィルタリングという子どもが違法有害情報に触れないようにする仕組みというのは、私どもは随分昔から、まず技術開発から始まって普及促進をやってきたわけですが、率直に言って法律ができる前は携帯電話会社の方々とかプロバイダの方々は決して積極的であるとは言えなかったような状況がありましたが、法律ができて、やはり義務ということになった段階で真正面から受け止めていただいて、今は非常に努力をされているということに対しては敬意を払いたいと思っています。

ただ、保護者のリテラシー向上とかということを考えてときに、やってもやってもなかなかそこ

ら辺が進歩しないという状況はありますが、社会の中でいろいろな立場の方々がこういう問題についてちゃんと理解をして、何とか自分たちができることを少しずつでもやろうという世論づくりと言いますか、社会的な観点で皆さん各々の責任をちょっとずつでもちゃんと背負うというような形で、今後も端末はどんどん新しくなっていくので、各々それに応じて対応の努力をしていただければ非常にうれしいと思っております。以上です。

○清水座長 ありがとうございます。

尾花委員、お願いします。

○尾花委員 各省庁の方たちのいろいろな取組や前向きな努力等を目の当たりにしたり、こうして資料もちょうだいして御説明いただいたりして、私自身が知らなかった、あるいは現場の感覚でしか見えていなかった国の動きを学ばせていただき、見せていただいたというのが、一番この検討会に出席させていただいて得た部分だと思っておりますし、そういったことで得たことを、青少年のもっとも身近な立場である保護者の方たちに伝えていくのが私も含め、ここにいらっしゃる皆様の役割ではないかと感じています。

ただ、ちょうどこの法律が可決されというか、提出されて成立した当時はまだ中学生だった私の下の娘は、法律が施行された平成 21 年 4 月 1 日には高校 1 年生になり、そして現在もう高校を卒業してしまいました。大人にとって 2 年、3 年というのは大した期間ではなく、こういった形できちんとしたものをまとめるためにゆっくり時間をかけて検討していく余裕があるという感覚でおりますが、その対象となっている子どもたちは、あっという間にその学齢を過ぎ、あるいは学校を卒業してしまって、ほんの 2 年、3 年で全く違う環境や立場に置かれてしまうということを、この 3 年間で痛切に感じました。

ですから、私たちは大人の感覚でゆっくりやっつけていいのではなく、子どもたちの成長に幾分でも追いつき間に合うように、これらをより早く現場に落としていけるような工夫、教職員の育成も含め、そういったところにももう少し着目して、丁寧にやっていきながらもスピードアップしていかなければ間に合わないと感じ、お手伝いさせていただく責任の重さを痛感している次第です。

今後とも是非、子どもたちのために、保護者のために、国民全体のために、皆様の、特に省庁の方々の御尽力を期待して終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、半田委員代理の設楽さんをお願いします。

○設楽委員（半田委員代理） 半田の代理で、ずっと出席させていただいておりました設楽です。よろしくをお願いします。

今回、新しい機器が急速に普及しているものということでスマートフォンが大分話題になってまいりましたけれども、今後も新たな機器、新たなサービス等、どんどん現われてくると思います。

今回の提言の中でも、新しい機器等に関しまして望ましいフィルタリングの提供の在り方というのを示させていただきましたので、今後とも今回の提言を基に、新しい機器については安心して使えるような、また使いやすい機器の開発に努めてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いたします。

○清水座長 ありがとうございます。

別所委員代理の吉田さん、お願いします。

○吉田委員（別所委員代理） ヤフーの吉田でございます。

青少年インターネット利用環境整備法の前後から関わらせていただいておりますけれども、そのころに比べればかなり関係者の理解も深まって、大変いい見直しの報告書ができ上がったものと思います。

私は若干異なるのですが、児童ポルノのブロッキングに深く関わらせていただいております、その関係で3年で2回、欧州を視察しておりますけれども、欧米諸国においても問題はすべて解決しているわけではなくて、同じ立場の人が同じように悩み、表現の自由との調整ですとか、そういった部分も同じように悩んでやっつけらっしゃるところで、日本だけが遅れているということは決してないのではないかと。むしろスマートフォンの利用等で諸外国に先んじているところもございますので、課題についても先んじて体験しているところであると思います。課題先進国として、日本が範を示せるような取組を今後も一致協力してやれたらと考えております。

特に、今後はボーダレス化が本当に進んでくると思いますので、恥ずかしいことながら日本のインターネット企業は勢い押されていて、海外からどんどんサービスが流入している中で、そういった会社様と一緒にどういう自主規制の在り方があるのかということも民間の研究課題でございますし、行政様としてもどういうふうにそういった会社を巻き込んでいくかということにつきましては御検討いただければ幸いです。

○清水座長 ありがとうございます。

では、藤原座長代理をお願いします。

○藤原座長代理 青少年インターネット環境整備法というのは子どもの将来に係る法律で、ということは我が国の将来に係るということですが、その将来について我々大人がどういうふうに対峙していくかという課題を突き付けられている法律だと思っております。時代が駆け足で進んでいくときに、我々が取り残されないように一生懸命歩いているという、そんな問題だと思っております。

当初、この法律はフィルタリング推奨法的なところがあって、まだ施策のメニューもそれほど豊かではなかったと思うのですが、御陰様で徐々にメニューも豊富になってきたと考えております。ですから、その点は本当に関係各省庁及び各団体の方には感謝申し上げたいと思っております。

今後は、メニューも若干整ってきましたので、この報告書の中身も含めてその施策の有効性、実効性を客観的な物差しで評価、検証していく時期に入ってきたかと思っております。

いずれにせよ、この場でいろいろ勉強させていただいて感謝申し上げます。ありがとうございました。

○清水座長 どうもありがとうございます。

最後に、座長から御礼申し上げたいと思います。本日、皆様方の御指導の下に見直しの報告書ができましたことを厚く御礼申し上げたいと思います。これはひとえに委員の先生方、それから事務

局、関係府省庁、そしてまた業界の方々等から情報をいただきまして、その方向性を出していただいてまとめられたということで、非常に私としてはうれしく思っている次第でございます。

この分野の技術進歩というのは余りにも著しいというところがありますので、これで見直し報告書が出て、このまま進んでいけばというだけで安心はできない点はあるかと思えます。新しいことが出る兆しが出たところで少し前向きに検討していく必要があるかと思えますが、今までこの検討会で検討してきました非常にいい体制、学識経験者も含めまして関係府省庁が非常にうまく連携をとって内閣府中心にまとめられたと思えますけれども、この連携は是非引き続きよろしく願い申し上げたいと思えます。

また、業界の支援ということがかなりこの分野では重要ですので、その点につきましても是非よろしく願い申し上げたいと思えます。

いずれにしましても、子どもに対したり、保護者に対したり、教育者に対したり、この普及啓蒙活動がポイントでもあるかと思えます。そういったことを踏まえまして、子どもたちにとってよりよい利用環境を明確に構築できていって、最終的には次の時代を支えてくれる子どもたちの能力がリードできるような能力として育成できればいいと願っております。

いずれにしましても、ほかの先生方も言われましたように、この検討会に出席させていただきまして私自身が大変勉強させていただいたということで非常に感謝しております。今後ともどうぞよろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

言い残したことがありましたら、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は本当にありがとうございました。今後の予定につきまして、事務局からお願いいたします。

○山本内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官 今後の予定でございますが、本日の検討会報告書を受けまして、基本計画の見直しに向けた作業にとりかかってまいりたいと思えます。

具体的には、子ども・若者育成支援推進本部、これは内閣総理大臣が本部長で閣僚レベルの会合でございますが、ここにおきまして基本計画の見直し案を決定した後、約1か月間、パブリックコメントを行いまして、6月を目途に改めて子ども・若者育成支援推進本部におきまして成案を決定するという段取りで進めてまいりたいと考えております。この過程で、各県に対してもこの内容を周知していくといったことに努めていきたいと思えます。

また、この検討会でございますけれども、今後、各委員の皆様方の御意見をいただくような状況がまいりましたら、改めて清水座長、藤原座長代理と御相談をさせていただいた上で、検討会開催の日程について調整をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に中川内閣府特命担当大臣よりごあいさつをいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○清水内閣府審議官 内閣府審議官の清水でございます。中川大臣より、ごあいさつをお預かりしておりますので代読させていただきます。

中川担当大臣におかれましては、本検討会での御検討状況、事前の御説明にはかなりの時間を割かれて聞取りいただきましたものでございますが、本日は国会等の公務のために出席されないので、あいさつをお預かりしている次第でございます。それでは、読ませていただきます。

委員の皆様には、平素から青少年インターネット環境の整備に向けた取組に対し、御理解と御協力を賜り、深く御礼を申し上げます。

また、今回の報告書のとりまとめに当たりましても、多くの有益な御意見や御提案をいただき、多大な御協力を賜りました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備については、政府や民間団体による積極的な取組により、青少年に対する情報モラル教育の充実が図られるなど、一定の成果を挙げておりますが、フィルタリングの利用率はやや伸び悩み傾向にあるほか、昨今、急速に普及しつつあるスマートフォンの出現など、インターネット環境も大きく変化してきております。

青少年がインターネットを気軽に利用している中で、その利用により犯罪の被害に遭う事例も後を絶ちません。インターネットという大海原において、青少年を有害な情報から守っていくという取組には、まだ多くの課題が残されているものと認識しております。

今後、本検討会での御提言を踏まえ、総理を本部長とし、関係閣僚で構成される推進本部において、速やかに基本計画を変更し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を一日も早く実現してまいりたいと考えております。

本検討会における法律の施行状況及び基本計画の見直しの検討につきましては、本日が一つの区切りとなりますが、今後とも皆様のお知恵や御協力をいただきたいと思いますと考えております。

改めてこれまでの御協力に感謝を申し上げますとともに、今後とも引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

内閣府特命担当大臣中川正春。

以上でございます。

○清水座長 清水内閣府審議官、どうもありがとうございました。

これをもちまして、第14回の青少年インターネット環境の整備等に関する検討会を終了させていただきます。

この検討会としましては、ひと区切りがついたところでございますが、今後、必要に応じまして委員の皆様方にはお集まりいただきたいと思います。

本日は、御多忙のところ、長時間にわたりまして御審議いただきまして誠にありがとうございました。御礼申し上げます。